

4. 摂津市中小企業事業資金融資

～完済後に保証料の全額・利息の2分の1を補給～

概要

この融資は、市内で事業を営む中小企業者の方が、金融機関から事業に必要な資金を借り入れることができるよう、大阪信用保証協会の保証を付してあつせんする制度です。

完済後に保証料の全額（上限30万円）と利息の2分の1を補給するので、実質、超低金利な融資を提供しています。

内容

◎融資限度額 1,000万円以内

※保証協会に他の保証残高がある場合は、融資額に制約があります。

◎融資条件

資金使途	融資期間	貸付利率	返済方法	信用保証料	連帯保証人
運転資金	600万円以内	5年以内	毎月元金均等分割返済 (据置期間6カ月以内)	信用保証協会が 定める利率 (年0.5%～2.2% 以下)の9段階	原則として 個人：不要 法人：代表者のみ
設備資金	5年以内	固定0.8%			
	600万円以上 7年以内	5年超 固定1.0%			

◎補給金について

完済後に保証料の全額（上限30万円）と利息の2分の1を補給します。

取扱金融機関

◎尼崎信用金庫	摂津支店	☎06-6389-2241	◎北おおさか信用金庫	正雀支店	☎06-6381-4481
◎池田泉州銀行	摂津支店	☎06-4862-0055		千里丘支店	☎06-6388-1441
	千里丘支店	☎06-6330-2851		鳥飼支店	☎072-654-4600
◎関西みらい銀行	千里丘駅前支店	☎06-6389-1271	◎京都銀行	摂津支店	☎06-6318-2611
	正雀支店	☎06-6382-3801			
	鳥飼支店	☎06-6382-3801			



対象

市内（原則として同一場所）で6カ月以上引続き同一事業を営んでおり、確定申告・決算に伴う納税状況を証することができる小規模企業者（注）で、具体的な事業計画を有しており、金融機関による融資後のサポートを受けることが可能な方。

※確定申告や決算の時期が未到来で、確定申告書や決算書の作成が行われていない時点での融資申込はできません。

（注）小規模企業者とは、常時使用する従業員の数が20人以下（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人以下）の会社及び個人等、中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定めるもの。（法施行令第1条の特定事業を行うもの）

《融資対象業種》

- | | |
|--|--|
| ① 製造業
（物品の加工修理業、情報処理サービス業、ソフトウェア業を含む） | ⑩ 倉庫業
（物品の寄託を受け、これを保管する業を含む） |
| ② 鉱業 | ⑪ 印刷業 |
| ③ 土石採取業 | ⑫ 出版業 |
| ④ 木材伐出業 | ⑬ 飲食店業 |
| ⑤ 建設業 | ⑭ 保険媒介代理業 |
| ⑥ 物品販売業
（動植物、その他普通に物品としないものの販売業を含む） | ⑮ サービス業
（申込み出来ない業種もありますので、窓口でご相談ください） |
| ⑦ 不動産業 | ⑯ 郵便業 |
| ⑧ 運送業 | ⑰ 電気通信業 |
| ⑨ 通運業 | ⑱ 電気・ガス・熱供給・水道業 |

申込

- ◎申込手続は、必ず代表者ご本人が行ってください。
- ◎申込は、随時、窓口で受付を行っています。
ただし、融資額が一定の額に達したときは、申込み受付を中止することがあります。
- ◎市の中小企業事業資金融資には規定の金利・信用保証料以外の手数料は一切必要ありません。

※下記のいずれかに該当する場合は、この制度を利用できません。

- ◎農林漁業、金融保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）、風俗営業、性風俗特殊営業、宗教法人、学校法人、非営利団体（NPO等）などの業種の場合
- ◎原則として、大阪信用保証協会及び他の信用保証協会において、代位弁済に係る債務の履行を完了していない場合、また、それらの保証人となっている場合
- ◎原則として、大阪信用保証協会及び他の信用保証協会の保証付き債権等に遅延等の債務不履行等がある場合、また、それらの保証人となっている場合
- ◎銀行取引停止処分を受け2ヶ年を経過していない場合（原則として、第1回不渡発生後6ヶ月を経過していない場合も含む）
- ◎許認可及び登録等を必要とする事業で当該許認可及び登録を受けていない場合
- ◎原則として、前回保証の資金が保証承諾を受けた資金使途目的以外に流用されていた場合
- ◎暴力的不法行為者及び反社会的勢力が申し込む場合、又は申込みに際し、いわゆる金融斡旋屋等の第三者が介在する場合
- ◎借換、転貸資金及び融資対象設備を摂津市外に設置する場合

問合せ

摂津市 生活環境部 産業振興課 ☎06-6383-1362
摂津市商工会 ☎06-6318-2800